

令和元年度内部監査（定期・会計）報告書

1. 監査の基本方針

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学内部監査規則に基づき、各業務が適正、効率的及び効果的に運営されているか、公平かつ客観的な立場で監査を行い、助言、提言を行うことを目的とする。

2. 監査担当者名

所 属 ・ 職 名	氏 名
監査室長	阿 部 禎 辰
監査室次長	東 知 芳
大学戦略・広報室副室長	由 井 布美子
共通事務管理課副課長	伊 藤 紀 子
教育支援課入試係長	吉 田 元 博
研究資金戦略課競争的研究費係長	井 村 光 男
監査室監査係主任	田 中 千 尋
総務課法規係主任	作 田 祐 一
施設管理課施設企画係主任	横 山 和 雄

3. 監査実施期間

【通常監査】

書面監査：令和元年8月20日（火）、21日（水）、23日（金）、26日（月）
28日（水）、29日（木） 計6日

実地監査：令和元年8月22日（木）、27日（火）、30日（金） 計3日

【特別監査】

令和元年9月5日（木）、10日（火） 計2日

4. 監査事項及び監査目的

（1）収入・支出に関する事項

収入・支出について、手続きが学内規則に準拠しているか。経理責任者の事務の委任が学内規則に準拠し、内部牽制が十分機能しているか。

（2）債権に関する事項

債権について、手続きが学内規則に準拠しているか。

（3）資産に関する事項

資産について、その管理、処分が学内規則に準拠しているか。

（4）契約に関する事項

売買、賃貸借、その他契約について、学内規則に準拠しているか。

（5）旅費・謝金・給与に関する事項

旅費・謝金・給与について、手続きが学内規則に準拠しているか。

(6) 補助金（科学研究費助成事業を除く）、受託研究・事業、共同研究及び寄附金に関する事項

補助金（科学研究費助成事業を除く）、受託研究・事業、共同研究及び寄附金の受入、執行について、交付機関が定めたルールや契約書、学内規則に準拠しているか。

(7) 科学研究費助成事業に関する事項

科学研究費助成事業の受入、執行について、文部科学省が定めた使用ルール及び学内規則に準拠しているか。

(8) 研究活動及び公的研究費に係る不正に関する事項

文部科学省が定めたガイドライン及び学内規則に基づき適正に業務が行われているか。

5. 監査方法

【通常監査】

各監査事項について、書面監査及び実地監査を実施。

【特別監査】

6.の特別監査対象課題について、以下の監査を実施。

- ① 購入物品のうち、高額物品またはパソコン等換金性の高い物品の現物確認。
- ② 研究者に対し、購入物品の用途について聴取。
- ③ 研究者に対し、雇用されている者もしくは謝金業務従事者への業務指示及び業務実態の確認状況を聴取。
- ④ 当該経費で雇用されている者もしくは謝金業務従事者に対し、研究者からの業務指示及び業務実施報告の状況、給与もしくは謝金の支払い状況を聴取。
- ⑤ 研究者の出張用務先へ照会し、研究者の出張状況を確認。

6. 監査事項「(6) 補助金（科学研究費助成事業を除く）、受託研究・事業、共同研究及び寄附金に関する事項」及び「(7) 科学研究費助成事業に関する事項」に係る監査対象

【通常監査】(平成 30 年度各課題数のうち概ね 10%について実施)

事業等名称	課 題 数	実施課題数
科学研究費助成事業(研究分担者分を含む)	161	18
省庁、地方自治体、独立行政法人からの補助金(科研費を除く)	5	1
受託研究	45	5
受託事業	27	3
共同研究	118	11
合 計	356	38

【特別監査】(通常監査実施課題数のうち概ね 10%について実施)

事業等名称	通常監査 実施課題数	特別監査 実施課題数
科学研究費助成事業(研究分担者分を含む)	18	3
省庁、地方自治体、独立行政法人からの補助金(科研費を除く)	1	0
受託研究	5	1
受託事業	3	0
共同研究	11	0
合 計	38	4

7. 監査結果

(1) 収入・支出に関する事項

- 収入・支出の事務処理及び経理責任者の事務の委任並びに内部牽制について適正に行われていることを確認した。

(2) 債権に関する事項

- 債権の発生等の事務処理、延滞金処理及び未納督促処理について適正に行われていることを確認した。

(3) 資産に関する事項

- 資産の管理、物品の寄附受入や不用資産の処分について適正に行われていることを確認した。
- 高額物品、パソコン等換金性の高い物品及び図書等について抽出による現物確認を行い、適正に管理されていることを確認した。

(4) 契約に関する事項

- 競争契約において、契約伺、予定価格算出内訳書等が規則等に基づき作成されており、仕様策定・公告・入札が適正に行われ、競争的環境が確保されていることを確認した。
- 物品納品の際の検収について、会計課の担当者が適正に検収を行っていることを確認した。
- 取引業者の帳簿と本学会計書類の突合を行い、不適正な会計処理がないことを確認した。

(5) 旅費・謝金・給与に関する事項

- 旅費について、支払いに必要な書類が徴収され、出張の事実に基づき適正に支払われていることを確認した。
- 謝金について、業務実施の事実に基づき、その業務に応じた謝金が謝金業務従事者本人へ適正に支払われていることを確認した。
- 職員の給与について、適正に支払われていることを確認した。

(6) 補助金（科学研究費助成事業を除く）、受託研究・事業、共同研究及び寄附金に関する事項

- ・ 補助金（科学研究費助成事業を除く）、受託研究・事業、共同研究の受入や契約及び研究費の執行に係る手続きについて、適正に行われていることを確認した。
- ・ 寄附金の受入手続きについて、適正に行われていることを確認した。

○特別監査（受託研究1件）

- ・ 備品及び換金性の高い物品について抽出による現物確認を行った。また、研究者に対し当該物品の用途等に関する聴取を実施し、購入理由や管理状況が適正であることを確認した。
- ・ 研究者、雇用されている者に対する聴取を実施し、雇用されている者等が実際に業務を行っており、研究者による業務指示や業務実態の確認、給与等の支払いが適正に行われていることを確認した。

(7) 科学研究費助成事業に関する事項

- ・ 科学研究費助成事業の受入、執行に係る手続きについて、適正に行われていることを確認した。

○特別監査（3件）

- ・ 備品及び換金性の高い物品について抽出による現物確認を行った。また、研究者に対し当該物品の用途等に関する聴取を実施し、購入理由や管理状況が適正であることを確認した。
- ・ 研究者、雇用されている者及び謝金業務従事者に対する聴取を実施し、雇用されている者等が実際に業務を行っており、研究者による業務指示や業務実態の確認、給与等の支払いが適正に行われていることを確認した。
- ・ 研究者の出張用務先に照会し、研究者が確かに出張していることを確認した。

(8) 研究活動及び公的研究費に係る不正に関する事項

- ・ 平成26年8月に制定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って体制を整備しており、研究者等に向けた研究倫理教育について、eラーニングを活用することで、内容の充実、受講者の利便性を図っていることを確認した。
- ・ 平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿って体制を整備しており、教職員、契約職員、パートタイム職員に対してコンプライアンス教育を実施していることを確認した。

また、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学不正防止計画」の各項目の進捗状況を確認し、計画が順調に進められていることを確認した。

令和元年度内部監査（定期・業務）報告書

1. 監査の基本方針

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学内部監査規則に基づき、各業務が適正、効率的及び効果的に運営されているか、公平かつ客観的な立場で監査を行い、助言、提言を行うことを目的とする。

2. 監査担当者名

所 属 ・ 職 名	氏 名
監査室長	阿 部 禎 辰
監査室次長	東 知 芳
監査室監査係主任	田 中 千 尋

3. 監査実施期間

書面監査:令和元年7月16日(火)～8月2日(金) 計14日

実地監査:令和元年8月2日(金)、8月22日(木)、9月9日(月)、9月18日(水)、計4日

4. 監査事項及び監査目的

(1) 法令等の適用に関する事項

以下に挙げる事項について、法令の適用に誤りがないか、また、規則に基づき適正に業務が行われているか確認。

- ① 個人情報管理に関する事項
- ② 法人文書管理及び情報公開に関する事項
- ③ 大学基金に関する事項
- ④ 学生寄宿舍の管理に関する事項
- ⑤ 毒物及び劇物管理に関する事項（平成30年度監査フォローアップ）

(2) 事業等調査に関する事項

補助金（科学研究費助成事業を除く）による事業について、平成30年度の具体的取組を調査し、適正に業務が遂行されているか確認。

- ① 事業名：「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（※平成30年度より「Society5.0に対応した高度技術人材育成事業」に名称変更）（enPiT）“情報セキュリティ分野の実践的人材育成コースの開発・実施”（代表校：東北大学）」

5. 監査方法

書面監査、担当者への聴取や現地確認等による実地監査を実施した。

6. 監査結果

(1) 法令等の適用に関する事項

① 個人情報管理に関する事項

- ・ 法律の改正について、総務省から個人情報保護及び情報セキュリティに関する法律やガイドラインの改正について案内があった場合は、本学規則等についても改正等の対応を行っていることを確認した。
- ・ 保有個人情報について、保有個人情報を取り扱う業務に従事する総務課職員が、総務省主催の学外研修に参加していること及び新規採用事務系職員に対して、個人情報管理に関する学内研修を実施したことを確認した。
- ・ 保有個人情報について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報管理規則」及び「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報管理規則実施細則」に基づき、保有個人情報が適正に管理されていることを確認した。
- ・ 非識別加工情報について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則」に基づき、適切に管理されていること及び非識別加工情報作成の実績が無いことを確認した。

② 法人文書管理及び情報公開に関する事項

- ・ 総務課において、公文書の管理に関する法律及び同法律施行令等の法改正等について確認しており、改正があった場合は、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学法人文書管理規則」（以下「法人文書管理規則」という。）についても改正等の対応を行っていることを確認した。
- ・ 法人文書ファイルの保存について、「法人文書管理規則」における「法人文書ファイル保存要領」に沿った手続きが行われていることを確認した。
- ・ 法人文書を取り扱う業務に従事する総務課職員が、学外研修として国立公文書館主催の研修を受講していること及び初任者研修において、学内研修として法人文書に関する講話を行っていることを確認した。
- ・ 「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学情報公開取扱規則」に基づき、法人文書の開示又は不開示についての手順が適切であること及び開示請求に係る手数料が請求者から適切に納入されていることを確認

した。

③ 大学基金に関する事項

- ・ 寄附金の受入について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学基金規則」（以下「基金規則」という。）に基づき、修学支援基金及び研究支援基金がそれぞれ独立して管理されていることを確認した。
- ・ 「基金規則」において特定基金の設置に関して定めた理由について、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学創立 30 周年記念事業基金を想定していることを確認した。
- ・ JAIST 基金運営委員会の運営が、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 JAIST 基金運営委員会規則」に基づき、適切に行われていることを確認した。
- ・ 寄附金の受入について、寄附の申込から礼状の送付までの流れが、「基金規則」及び「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学基金の寄附者に対する謝意の表明に関する細則」に基づき、適切であることを確認した。
- ・ 寄附金受入増の取組として、「基金規則」に基づき、修学支援基金制度、古本募金制度を継続して実施していることに加え、平成 30 年度にキャンパス内 3 箇所に「寄附型自動販売機」を設置し、売上げの一部が「JAIST 基金」に寄附される制度を新たに導入したことを確認した。
- ・ 平成 30 年度以降の収納状況を確認したところ、以下のとおりであった。

	各年度における寄附受入額 (令和元年度は 8 月 30 日時点)	基金口座残高 (令和元年 8 月 30 日時点)
平成 30 年度	456, 185 円	
令和元年度	150, 940 円	

④ 学生寄宿舍の管理に関する事項

- ・ 学生寄宿舍について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学生寄宿舍規則」（以下「学生寄宿舍規則」という。）及び「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学生寄宿舍の入居に関する細則」等に基づき、入居者の管理が適切に行われていることを確認した。
- ・ 学生寄宿舍について、「学生寄宿舍規則」に基づき寄宿料及び前納金等が正しく納入されていることを確認した。

- ・ JAIST HOUSE について、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 JAIST HOUSE 規則」（以下「JAIST HOUSE 規則」という。）に基づき、入居者の管理が適切に行われていることを確認した。
- ・ 学生寄宿舍と JAIST HOUSE の防災管理について、「学生寄宿舍規則」、「JAIST HOUSE 規則」及び消防法に基づき、適切に行われていることを確認した。

⑤ 毒物及び劇物管理に関する事項

- ・ 平成 30 年度内部監査（業務）において「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学毒物及び劇物管理規則」に基づき、「毒物及び劇物の保管庫に関して、建築物（床、壁、柱等）との固定がされていないものがある」との指摘があり、対応状況を確認したところ、マテリアルサイエンス系研究棟、ナノマテリアルテクノロジーセンター及び工作棟等の全ての毒劇物保管庫の固定について、平成 31 年 4 月までに作業が完了したことを確認した。

（２）事業等調査に関する事項

研究拠点形成費等補助金「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（※平成 30 年度より「Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業」に名称変更）（enPiT）“情報セキュリティ分野の実践的人材育成コースの開発・実施”（代表校：東北大学）」について、全体計画及び年度計画に沿って事業が進められているか、また計画の変更等がなかったかを調査したところ、令和元年度内には演習を追加し、より高い成果を計画しており、事業は順調に進んでいることを確認した。